

令和 3年12月 3日 企画総務委員会（未定稿）

○嶋崎委員長 それでは、まず日程の1、陳情審査に入ります。継続となっている4件、一括して審査をしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。前回以降に執行機関から何か情報提供があれば報告を下さい。（発言する者あり）特になし。はい。ないということでございます。

それで、このことについて、いかがいたしましょう。何か皆さんのほうからあればと思えますけれども。

○永田委員 当陳情審査が継続となっているこれまでの間、陳情者の方と直接お会いしてお話する機会もございました。私の立場、会派の立場としては、現在進行中の辺野古の基地の工事の妨げになるような内容については同意できないのですが、その中でも、遺骨を大切に思う気持ちということは一致点が見いだされるのではないかと考えまして、文書をつくりましたので、委員長のお許しが頂ければ、この後お配りして、皆様に中身の内容について検討していただければと思えます。お願いします。

○嶋崎委員長 はい。今、永田委員のほうから、皆さんが共有できるような文書を提案したいと、こういうお話がありましたけれども、お配りしてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それじゃあ、休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時31分再開

○嶋崎委員長 はい。皆さんのお手元に配られたと思えます。お目通しを頂きながら、永田委員のほうから案文の朗読を頂きたいと思えます。

○永田委員 それでは、朗読させていただきます。

戦没者遺骨収集事業は、さきの大戦から70年以上経過してもなお帰還できていない戦争の犠牲となられた全ての戦没者のご遺骨の収集を果たし、ご遺族の元へ返還していただくための人道的事業です。今も、かつての激戦地では、戦没者の遺骨が発見され続けています。国においては、昭和……

○嶋崎委員長 平成、平成。

○永田委員 平成28年4月に戦没者の遺骨収集の推進に関する法律が施行され、同年5月には遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画が閣議決定されました。全てのご遺骨を祖国へ還すことは国として当然の義務であり、遺骨収集が国の責任であることを明確にしています。したがって、沖縄県内など、今も戦没者のご遺骨が発見されている地域における土砂の取扱いについては、まず、ご遺骨の収集を優先することを国に強く求めます。

以上、皆様、ご検討いただければと思えます。

○嶋崎委員長 はい。今、案文の朗読を頂きました。これで、もし皆さんが一致をできるということであれば、ずっとお預かりしている陳情でございますから、この案文がこの委員会の集約という形にさせていただいて、併せて今までの議事録も一緒に陳情者にお返しをするというような取扱いをさせていただければどうかというふうに、委員長としては思うんですけれども、ご意見があれば、どうぞ。（「異議なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

岩田委員。

○岩田委員 すみません、1個だけ。細かいことなんですけど、誤字なのか読み間違いなのか、3行目のところで、ご遺族の元へ「返還」とおっしゃったんですけど、これ、「帰還」、どちらを優先するんでしょう。

○嶋崎委員長 「帰還」でしょう。どっち。

○岩田委員 帰還で。

○永田委員 すみません。読み間違い……

○岩田委員 「帰還」で。はい、分かりました。ありがとうございます。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

○嶋崎委員長 はい。それでは、そのように、丁寧に今までも議論をしてきましたけれども、このように委員会としては集約をさせていただいてお返しをするということで、取りまとめさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この件については終了いたします。ありがとうございました。